

各 部 課
各出先機関

香芝市職員等公益通報の事務処理に関する要綱を次のように定める。

令和7年1月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市職員等公益通報の事務処理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令遵守の公正な市政運営を実施するため、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市政における職員等の公益通報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する香芝市（以下「市」という。）の職員及びこれらの者であったもの

ロ 市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行うもの及びその事業に従事する者並びにこれらの者であったもの

ハ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者及びその管理する公の施設の管理に従事する者並びにこれらの者であったもの

(2) 公益通報 職員等が、市政の適法かつ公正な執行を期するために、通報対象事実（法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。）が生じ、又は生じようとしている場合において市に対して行う通報及び相談をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人の生命、健康又は財産に損害を加える目的その他の不正の目的により行う通報及び相談を除く。

(3) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

(公益通報管理者)

第3条 公益通報に関する事務を統括するため、市に公益通報管理者を置く。

2 公益通報管理者は、市長公室長をもって充てる。

3 公益通報管理者は、公益通報者保護制度に関する事務を所掌する課及び通報対象事実を所管する課等に属する者（以下「通報処理担当者」という。）

に通報に係る事務を処理させるものとする。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に当たっては、原則として実名で、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

(通報)

第5条 通報者は、面会、書面、電子メールその他適切な方法により、公益通報管理者に対し公益通報するものとする。

(公益通報の受付)

第6条 公益通報管理者は、前条の通報を受けたときは、その内容を誠実に聴取し、趣旨の確認に努め、公益通報の要件に該当するかどうかを判断し、その旨を通報者に通知するとともに、通報の内容（本人の同意がある場合を除き、個人を特定されない情報に限る。）及び取扱方針を市長に通知するものとする。

2 公益通報管理者及び通報処理担当者は、公益通報の受付等に当たって、個室での応対その他情報が漏洩しない方法で実施しなければならない。

(事実調査)

第7条 公益通報管理者は、第5条の通報が公益通報であり調査の必要があると判断した場合は、その事業について、違法又は不当な事実の有無に関する調査を速やかに行わなければならない。この場合において、公益通報管理者は、市長の補助機関である職員等に、当該調査を行わせ、又は補助させることができる。

2 公益通報管理者は、調査が終了したときは、必要な資料を添付して、その結果を市長及び関係する市の執行機関に報告し、通報者に通知しなければならない。

(是正措置等)

第8条 市長その他の市の執行機関（以下この条において「市長等」という。）は、調査結果の報告により、違法又は不当な事実があることが判明したときは、速やかに是正措置を行うほか、必要に応じて違法又は不当な事実に関与した者を懲戒処分又は告発するなど、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、前項の措置を講じた場合は、必要に応じ公表するものとする。

(通報者の保護)

第9条 市長その他の市の任命権者は、公益通報を行った職員等に対し、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2 市長その他の市の任命権者は、通報者に対し公益通報をしたことを理由と

して不利益な取扱い等を行った者又は正当な理由なく公益通報に関する秘密を漏らした者に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

(処分の軽減等)

第10条 市長その他の市の任命権者は、通報者が公益通報に係る事実に関与した者であるときは、懲戒処分を減輕することができる。

2 市長その他の市の任命権者は、通報に係る事実がないことが判明した場合に関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(職員等以外の者からの公益通報)

第11条 職員等以外の者から、職員等が行う事務について公益通報があったときは、公益通報者保護制度に関する事務を所掌する課で受け付け、公益通報管理者に報告するとともに職員等からの公益通報とみなして取り扱うものとする。

(秘密の保持等)

第12条 この要綱の規定により公益通報の処理に係る業務に携わる職員は、通報者等の秘密を保持し、通報者等が特定されないよう留意するとともに、利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮して当該業務に従事しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。